

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.101 附属書 BB 箇条 22 22.206	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、運転中にドアを開けることができてはならない。 附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機 箇条 22 構造 22.206 可燃性冷媒を用いる回転ドラム式乾燥機の場合、冷却回路には、工場で密封した接続だけを使用しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 ー洗濯及び仕上げのために化学薬品を使用する場合、回転ドラム式乾燥機を使用してはならない ー糸くずフィルタをもつ場合、時々掃除しなければならない ー糸くずを回転ドラム式乾燥機の周りに蓄積させてはならない ー裸火を含めて、他の燃料を燃焼する機器からガスが部屋に逆流しないように、適切な換気装置を備えなければならない ー回転ドラム式乾燥機で、可燃物又は引火物が付着したものを乾燥しない ー可燃性又は引火性をもつ物質で汚れたものは、入れない ー可燃性又は引火性をもつ素材でできたものは、回転ドラム式乾燥機で乾燥しない ー布柔軟剤又は類似のものは、布柔軟剤及び機器の取扱説明書に従って使用する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<ul style="list-style-type: none"> －ライター及びマッチのような全てのものをポケットから取り除く －警告：乾燥工程が終了する前に、回転ドラム式乾燥機を止めて放置しない。途中で止めた場合は、すぐに全ての衣類を取り出して、放熱のために広げる －警告：この機器は、タイマなどの外部スイッチング装置を通して電源を供給したり、ユーティリティによって、定期的にオンとオフとに切り替える回路に接続したりしてはならない <p>7.12.1 据付説明書には、次の内容を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －底部に通気口をもつ機器に対しては、カーペットがその通気口を塞いではならない －ガス又はその他の燃料を燃やす機器から排ガスを排出するために使用する排ガス管には、排気を放出してはならない －機器は、回転式乾燥機のドア開口部を全開にするため、鍵を掛けるドア、引戸の中又はドアの後ろに取り付けてはならない 	
				附属書 BB	附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 7 7.1 7.12	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の事項も表示しなければならない。 ー冷媒総充填量 ー冷媒の、化学名、化学式、冷媒番号のいずれか ー混合冷媒の、各成分の化学名及び比率、各成分の化学式及び比率、各成分の冷媒番号及び比率、混合冷媒の冷媒番号のいずれか 7.12 可燃性冷媒を用いた機器の取扱説明書には、取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 ー機器の設置、取扱い、保守及び廃棄に関する情報を含んでいなければならない ー警告：機器の外郭又は埋込形構造では、障害物をなくし、通風口を確保する ー警告：冷却回路に損傷を与えない	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部箇条 18 を除く。) 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 ドア開放防止装置として、ドアを閉じた位置に固定するためのコイル、又は類似の構成部品を組み込んでいる場合、これらの構成部品は、6 000 回通電して遮断した後、使用に支障があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 20 20.102 20.104 附属書 R R.2.2.5 R.2.2.9	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。 6.2 機器は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 ドア開口部の寸法が 200 mm を超え、ドラム内容積が 60 dm ³ を超える機器は、ドアを 70 N 以下の力で内側から開けることができなければならない。 20.104 開口部が 200 mm を超える垂直面のドアをもち、ドラム内容積が 60 dm ³ を超える機器は、ドラムの動作を制御する別個の手段を手によって操作するまで、ドアを閉めた後にドラムモータを始動することができてはならない。 附属書 R ソフトウェア評価 R.2.2.5 故障／エラー状態を制御するための手段を含むソフトウェアを必要とする機能のあるプログラマブル電子回路については、20.104 への適合性が阻害される前に故障／エラーを検知しなければならない。 R.2.2.9 ソフトウェア及びその制御下にある安全に関連するハードウェアは、20.104 への適合性が阻害される前に初期化し、かつ、終了しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.101 箇条 29 29.2	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.101 機器の外付けホースに組み込まれる電磁弁などの構成部品の給電用内部配線の絶縁体及びシースは、ポリ塩化ビニール被膜ライトビニルシース可とうコードと同等以上の特性でなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 ミクロ環境は、汚損度 3 とし、絶縁物は、CTI 250 以上でなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 22 箇条 25 25.22 箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き						
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第 1 部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.2	第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 作業面をもつ全ての機器は、含有率が約 1% の塩化ナトリウム水溶液及び 0.6% のリンス液を含んだ 0.5L の水を機器の最上部へ流し、全てのスイッチ操作を繰り返した後、耐電圧試験に耐えなければならない。また、規定する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				附属書 BB 箇条 11 11.8	値未満に沿面距離及び空間距離を低減するおそれがある絶縁上に、水の痕跡があってはならない。 附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機 箇条 11 温度上昇 11.8 電動圧縮機の巻線及び管体の温度は、規定する値を超えてはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13 19.103 箇条 22 22.101 22.105	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.13 試験布は着火してはならない。焦げ又は赤熱があってはならない。 19.103 試験布がランプカバーに接触することによって火災の危険があってはならない。カバーの温度上昇は、150 K を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.101 電熱素子は、布に接触しないように配置するか、又はガードしなければならない。 22.105 衣類負荷の自然発火の危険を低減するために、乾燥サイクルは、正常な衣類負荷の温度を下げるためのクールダウン期間を含んでいなければならない。クールダウン期間の終了時において、空気の温度は、55 °C を超えては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き					ならない。	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐火性	
				30.101	30.101 発熱体へ密接に近接している、糸くずが蓄積するおそれのある非金属の原料は、耐延焼性がなければならない。	
				附属書 BB	附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機	
				箇条 6	箇条 6 分類	
				6.1	6.1 可燃性冷媒を用いる回転ドラム式乾燥機は、クラス I でなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.201	22.201 冷却システムに可燃性冷媒を用いる回転式乾燥機の冷媒量は、各々独立した冷媒回路において 150 g 以下でなければならない。	
				22.202	22.202 可燃性冷媒を用いる回転ドラム式乾燥機の機器内にある、通常動作中又は異常動作中に放電又はアークを発生する電子部品及び照明器具は、ドア又は蓋が閉まった状態及びドア又は蓋を開閉中に、機器の外郭内に漏れたグループ II A のガス又は用いている冷媒によって、機器の外部に爆発的雰囲気が生じてはならない。	
				22.203	22.203 漏えいした可燃性冷媒にさらされるものの表面の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				22.204 22.205	温度は、冷媒の発火点温度から 100 K を減じた温度を超えてはならない。 22.204 可燃性冷媒を用いる回転式乾燥機の場合、膨張弁の冷却システムには、圧力反応形の電気遮断器がなければならない。 22.205 可燃性冷媒を使用する回転ドラム式乾燥機において、ドラムと外郭の間、及び外郭と駆動モータの回転子主軸との間の絶縁抵抗は、静電気の蓄積が防止できるよう十分低くなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 試験中、扉を閉めた正常な運転条件のもとでの可触部表面の最大温度は、表 101 に規定する値を超えてはならない。	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.103	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.103 水平方向の丁番をもつドアを備える機器は、開放したドアが何らかの負荷を受けたとき、十分な安定性をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第 1 項 続き				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.103	22.103 取扱説明書に、回転ドラム式乾燥機を洗濯機の上 面に設置することができる旨の記載がある場合、回転ドラ ム式乾燥機が傾斜したり落下したりせずに、設置できなく てはならない。	
				附属書 BB	附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機 を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機	
				箇条 21	箇条 21 機械的強度	
第 十 一 条第 2 項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持つ 設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	21.201	21.201 可燃性冷媒を用いる機器は、振動の影響に耐えな ければならない。試験後、機器の安全面に影響を及ぼす損 傷及び緩みがあってはならず、22.7 に従って確認したとき に漏れがあってはならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.7	22.7 電動圧縮機をもつ機器は、規定の圧力に耐えなけれ ばならない。試験中、該当する部分からの漏れがあっては ならない。	
				箇条 20	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次に よる。 箇条 20 安定性及び機械的危険	
				20.103	20.103 開けたドアの中心に規定の荷重を加えた時、ドア 及び丁番は、この規格に適合しないような損傷があっては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		19.9	(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101 箇条 22 22.102	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 ドアの開きが 75 mm を超えている間は、モータは始動することができてはならない。 箇条 22 構造 22.102 インタロックは、機器の予期しない動作が、ドアが開いた状態で起こるおそれがないような構造でなければならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 19.4 へ適合するために回転ドラム式電気乾燥機に組み込まれた温度過昇防止装置は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条続き					による。) 機器は、受ける可能性がある電气的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14 7.15 附属書 BB 箇条 7 7.14 7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 規定の記号の高さは、15 mm 以上でなければならない。 7.15 規定の記号又は“取扱説明書をお読みください。”旨の表示は、機器を設置したとき、通常の使用状態で見えなければならない。 附属書 BB 乾燥工程を実施するために密封形電動圧縮機を搭載する冷却機能を用いる回転ドラム式乾燥機 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 規定の記号の高さは、15 mm 以上でなければならない。 7.15 電動圧縮機に接触する場合、可燃性冷媒の種類及び規定の記号の表示は、目に見えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-11:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号 続き	示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				